

2025年2月14日

放射能の拡散につながる  
「除去土壌の再生利用」問題に関する緊急市民“公聴会”  
環境省への質問

<総論>

1. 現在、環境省がパブリックコメントにかけている「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」（以後、省令案）は、放射性物質を含む土（以下、除去土壌）を全国の公共工事等で利用することを可能にするために、現行の放射性物質に関する規制を事実上緩和し、本来、集中管理すべき放射性物質を環境中に拡散するものである。一般公衆の健康と生活に影響を及ぼすこのような大きな変更は、省令改正ですませるのではなく、法律で明確に定めるべきものであり、国会での審議に諮るとともに、公聴会を各地で開催するなどして広く意見を聴取すべきではないか。
2. 除去土壌は、「低レベル放射性廃棄物」として最終処分すべきものではないか。
3. 環境省は国際原子力機関（IAEA）から「安全基準に合致している」とお墨付きを得たとしているが、IAEAの報告書では、①規制と事業の分離、②線量は地域住民や自治体等の利害関係者との協議によって決定されることを制度に明記すること等をも提言している。これらの指摘にまず対応すべきではないか。
4. 省令案では、再生利用にあたって除去土壌を直接あつかう作業員の健康をどのように守れると考えているのか。

<各論>

5. 環境省は2016年の「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」で「最終処分場の確保」は「実現性が乏しい」という理由で再生利用するとの考えを推し進めてきた。これは事業者としての考えであり、規制者としては、「除去土壌」は「低レベル放射性廃棄物」として最終処分するのが当然ではないか。
6. 原子力規制委員会は、原子炉等規制法においては、『汚染土壌』に含まれるセシウム137の平均放射能濃度が100Bq/kgを超えている場合は、「クリアランスを超える」と述べている（2020年6月10日「クリアランス規制等の見直し案に対する意見募集の結果について」p.4）。今回の省令案では、その80倍である8,000Bq/kg以下で除去土壌を再生利用としている。ダブルスタンダードではないかとの批判に対して、環境省は否定し続けているが、それは、あくまで事業者の立場に立った主張であり、安全を確保すべき規制者の立場にそぐわないのではないか。
7. 8,000Bq/kg以下という基準について、環境省は「管理をするので、クリアランスレベルとは異なる」旨の反論を行ってきた。それなら、100Bq/kgに減衰するまで「管理」することが、放射線防護上、必要である。ところが、省令案（第58条の四）では、測定や記録等の情報の保管期間を「復興再生利用の終了するまで」としているだけで、管理が終了するまでの期間の明確な定めがない。ガイドライン(案)で「今後環境省において整理を行う」（pp.2-4）と先送りにしたまま、省令改正を行うべきではないと考えるが、いかがか。
8. 環境省自身が、8,000Bq/kgは「分類上は低レベル放射性廃棄物に該当する」と整理している（2024年1月12日「除去土壌等の最終処分に関する安全確保について」p.2）。陸では道路、堤防、農地の下で再生資材として利用し、海では埋立資材として使用することは、これらの場所で「最終処分」をすることと同じではないか。
9. IAEAは第2回専門家会合で「目指すべき線量レベルは、利害関係者との協議によって決定されることを制度に明記することが検討されている」（英語版p.12）と報告し、最終報告書では「目指すべき線量レベルは、地域住民や自治体などの利害関係者との協議によって決定されると認識している」（英語版p.24）と報告した。IAEAはこの認識を前提に、「安全基準に合致」と述べている。ところが、省令案は、地域住民との協議どころか、協議

には欠かせない早期段階における情報公開や説明に関する義務が一切書かれていない。何故か。

10. 環境法令では常に、「処分」と「再生利用」「再生」は区別されてきた（循環型社会形成推進基本法第7条、廃棄物処理法第6条の2、再資源化事業等高度化法第2条）。しかし、環境省は、放射性物質汚染対処特措法だけ第41条の「処分」に「再生利用」が含まれると強弁してきた。ところが、今回の省令案では「再生利用」は「復興再生利用」という文言に変化した。「復興再生利用」をするにしても、少なくとも放射線障害防止法で求められているように「放射線障害防止の技術的基準の斉一」を図り、ダブルスタンダードを解消したうえで、放射性物質汚染対処特措法を改正すべきではないのか。
11. 除去土壌の再生利用は、全工程（掘削、積載、荷下ろし、再生資材化、積載、荷下ろし、搬入・仮置き、現場施工）で粉塵が発生する。セシウムが吸着した土壌が粉塵となった場合、たとえば、国際放射線防護委員会（ICRP Pub.66）では、粒径  $2.5\mu\text{m}$  以下（いわゆる PM2.5）の放射性微小粉塵は吸い込むと、細気管支部や肺胞部に沈着し、長時間滞留すると報告をしている。省令案を策定する前に、環境省は放射性微小粉塵吸入による長期影響を検討した事実はあるか。
12. 作業員の健康を守るために定められた電離放射線障害防止規則（以後、電離規則）では、事故由来廃棄物等の処分の業務に労働者を就かせるときは、事業者に対して「特別の教育」を行う義務を課している。ところが、環境省は、除去土壌は  $8,000\text{Bq/kg}$  以下だから電離規則で定める「放射性物質」の定義（濃度制限（ $10,000\text{Bq/kg}$ ）と数量制限（ $10,000\text{Bq}$ ）の両方を超えること）に当たらないから電離規則を適用しないとしている。しかし、再生利用される除去土壌の総量は、最大 20 兆 Bq（電離規則の数量制限の 20 億倍）にもなり得る。濃度制限にのみ依拠して、作業員の健康を軽視するのは、事業者としての立場に偏った考え方ではないのか。

以上のことから、放射性物質の集中管理という大原則に立ち返り、現在の省令案を一旦撤回すべきではないか。そして、規制者と事業者を分離し、ダブルスタンダードを解消し、地域住民との早期の協議義務を含めた上で改正法案を提出するのが、本来の環境省の役割ではないか。